

○自動車臨時運行許可に関する取扱要綱

(平成27年9月1日)

沿革

平成27年9月1日

平成31年4月1日①

令和3年1月4日②

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)

第34条第2項及び道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「法施行規則」という。)第20条並びに自動車の臨時運行許可に関する取扱規則(昭和27年西宮市規則第9号。以下「取扱規則」という。)の規定に基づき行う臨時運行の許可(以下「許可」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。①

(申請書の提出)

第2条 許可を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、臨時運行許可申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。①

2 前項の申請書は、法施行規則第21条第1項第7号に掲げる運行の期間の初日又はその前日に提出しなければならない。ただし、運行の期間の初日又はその前日が西宮市の休日を定める条例(平成3年西宮市条例第22号)第2条に規定する市の休日である場合は、当該休日前の開庁日に提出することができる。

(許可の基準)

第3条 市長は、前条の規定による提出があった申請書について、次に掲げる要件に合致すると認めるときは許可を行うとともに、法第35条第2項に規定する有効期間を附して臨時運行許可証(様式2。以下「許可証」という。)の交付及び臨時運行許可番号標(取扱規則第2条第3項に定める様式第1号又は様式第2号。以下「番号標」という。)の貸与を行うものとする。この場合において、申請人は、西宮市手数料条例(平成12年西宮市条例第34号)第2条別表第1第85号に規定する臨時運行許可申請手数料(1両につき750円)を納付しなければならない。①②

(1) 申請書に定められた事項の記載があること ①

(2) 許可を受けようとする自動車が法第58条に規定する自動車であること。

(3) 許可を受けようとする自動車が登録(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては車両番号の指定をいう。第4号において同じ)を受けていないものである場合には、運行の目的が次のいずれかに該当するものであること。

ア 自動車の登録等又は新規検査を受けるための運輸支局等への回送

イ 自動車の製作又は販売を業とする者による販売先への引渡し等のための回送

ウ 自動車の試運転

(4) 許可を受けようとする自動車が登録を受けているものである場合には、運行の目的が次のいずれかに該当するものであること。

ア 法第62条第2項の規定により自動車検査証に記された有効期間が満了した自動車の継続その他の検査（検査を受けるための修理又は整備を含む。）のための運輸支局、整備工場等への回送

イ 自動車の製作又は販売を業とする者による自動車検査証の有効期間が満了した自動車の販売先への引渡し等のための回送

ウ 自動車登録番号標の盗難等があったことによる再交付（番号変更）を受けるための運輸支局等への回送

エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第41条第2項（事業用自動車の使用の停止又は事業の停止）若しくは第81条第1項（自家用自動車の使用の制限又は禁止）又は法第20条第2項（整備命令又は指示に従わないときの使用の停止）の規定による自動車登録番号標の領置を受けた自動車に係る当該番号標の返付を受けるための回送

オ その他特に必要と認める場合

(5) 運行の経路が、運行の目的を達成するために適正なものであると認められること。ただし、本市域が経路の一部に含まれるものに限る。

(6) 運行の期間が、運行の目的及び経路から必要最小日数であると認められるものであること。ただし5日間を上限とする。

(7) 当該自動車に係る第5条に規定する自動車損害賠償責任保険（共済）契約の保険期間が運行の期間の全部を含むものであること。

2 申請者は、すでに許可を受けたことがある自動車について同じ運行の目的で連続して又は短期間に再度許可を受けようとする場合において、市長が必要と認めるときは、前回の許可により運行の目的を達することができなかつたやむを得ない理由を示さなければならない。

（対象となる自動車の確認）

第4条 申請者は、許可を受けようとする自動車が前条第1項第3号又は第4号に掲げる要件に合致するものであることを証するため、同項第3号に係る場合にあっては次の第1号から第3号まで又は第12号に掲げる書類のいずれか（原本に限る。）を、前項第4号に係る場合にあっては次の第4号から第12号までに掲げる書類のいずれか（原本に限る。）を提示しなければならない。

(1) 完成検査終了証〔排ガス検査終了証〕

(2) 自動車製作（製造）証明書・譲渡証明書

(3) 自動車通関証明書

(4) 自動車検査証

- (5)登録事項等証明書
- (6)限定自動車検査証
- (7)自動車予備検査証
- (8)一時抹消登録証明書
- (9)登録識別情報等証明書
- (10)自動車検査証返納証明書
- (11)自動車登録番号標領置証明書
- (12)その他当該自動車を確認できる書類  
(自動車損害賠償責任保険(共済)契約締結の確認)

第5条 申請者は、運行の期間内において、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による自動車損害賠償責任保険契約又自動車損害賠償責任共済契約を締結している自動車であることを証する自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書(原本に限る。)を提示しなければならない。ただし、当該証明書に記載の車台番号により許可を受けようとする自動車に係る保険契約又は共済契約であることの確認ができる場合に限る。

(申請人等の本人確認)

第6条 申請人又は番号標受領者は、それぞれ申請書記載の申請人又は番号標受領者と相違ないことを証するため、運転免許証、健康保険証その他身分を証することができる官公署が発行した書類を提示しなければならない。①

(補足説明及び補足資料)

第7条 申請者は、第3条第2項に定めるときのほか、市長が許可を行うにあたって必要があると認める場合は、第4条から前条までに掲げる書類の提示と併せて、補足説明及び関係資料の提示を行わなければならない。

(書類の保存)

第8条 市長は、第4条から前条までの規定により提示された書類を複写し、申請書と併せて3年間保存するものとする。

2 次条第1項の規定により返納を受けた許可証も同様とする。

(番号標等の返納がないとき等の取扱い)

第9条 臨時運行の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、法第35条第6項の規定に基づき、有効期間が満了した日から5日以内に許可証及び番号標(以下「許可証等」という。)を返納しなければならない。

2 許可を受けた者が許可証等を返納できないときは、遅滞なく許可を受けた者の氏名又は名称、住所及びそのてん末を記した届出書を市長に提出しなければならない。

- 3 許可を受けた者が許可証等の返納をしないとき（前項の届出書の提出を行った者を除く。）は、市長は、その者に対して電話又は文書による催告若しくは臨戸調査を行わなければならない。
- 4 市長は、前項の催告等を行ったにもかかわらず返納がない番号標について、その失効したことを告示するとともに、その旨を警察及び運輸支局に通知し、必要に応じて告発を行うものとする。
- 5 許可を受けた者が番号標を毀損し、又は紛失した場合は、取扱規則第4条に定めるところにより様式第1号にあっては800円、様式第2号にあっては500円の実費弁償金を納付しなければならない。 ①

（臨時運行許可運業務の取扱い）

第10条 第2条第1項の申請書の提出及び第9条第1項の許可証及び番号標の返納は、開庁日における開庁時間（12時から13時までを除く。）において、税務管理課で取り扱うものとする。

付 則

この要綱は、平成27年9月1日から実施する。

付 則（平成31年4月1日①）

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則（令和 3年1月4日②）

この要綱は、令和 3年1月4日から実施する。